

# 令和7年度 事業報告書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

一般社団法人 全日本文具協会

## I 実施事業

一般社団法人全日本文具協会は、令和7年度において、定款第4条（事業）及び令和7年度事業計画に基づき、以下のとおり事業を実施した。

### 〔1〕文具に関する調査研究及び情報提供事業（定款第4条第1項、第2項、第5項事業）

#### 1. 環境表示等に関する調査研究及び情報提供

##### （1）グリーン購入法に関する調査研究及び情報提供

循環型社会形成推進基本法の個別法として、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、同法に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」における「国等が重点的に調達すべき物品（特定調達物品）」として、文具類48品目が定められた。その後、年ごとに品目の追加・整理が行われ、現在は87品目に拡大された。

当協会は、特定調達品目の調達と普及をはかることを目的として、平成15年2月より、文具類に関する基本方針の見直しに協力するとともに、毎年、国や地方自治体等の物品調達担当者が文具類を調達する際の指針として、特定調達品目の解釈・範囲を判りやすく解説した「グリーン購入法（文具類）の手引」を発行している。

##### ① グリーン購入法の判断の基準（文具類）の見直しに関する協力

グリーン購入法における文具類の判断の基準について、環境省と当協会による意見交換等を通じて、以下のとおり見直しを行った（令和8年4月1日適用）。

・第1回意見交換：令和7年10月15日（水） オンライン開催

##### ア) 文具・事務用品の認定プラスチック使用製品

当協会は、環境省容器包装・プラスチック資源循環室及び環境経済課に対して、国のプラスチック使用製品設計認定制度に基づき、主務大臣より認定プラスチック使用製品と認定された文具・事務用品の品目については、グリーン購入法の判断の基準を満たす限り、同法において優先的な調達を推奨すべきであると提言してきた。その結果、令和8年度より、認定を受けたクリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーの3品目は、2段階の判断の基準の「基準値1（当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの）」と位置づけ、国等の機関に対して優先的な調達を推奨していくこととなった。

今後は、文具・事務用品の他の品目についても、プラスチック使用製品設計認定基準が設定された場合は「基準値1」として取り扱われることとなる。

##### イ) マスバランス方式の導入

バイオマスプラスチックについて、原材料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が石油由来原料と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割当を行う「マスバランス方式」を導入した。

## ② グリーン購入法（文具類）の手引（第23版）の作成と配布

グリーン購入法の判断の基準の見直しを受けて、「グリーン購入法（文具類）の手引」を改訂し、第23版として当協会ホームページに公開した。

また、この手引は、環境省のホームページ「グリーン購入法.net」に掲載されるとともに、環境省が主催する「グリーン購入法基本方針説明会（リアル開催7回、オンライン開催1回）」に提供し、国等の公共調達及び企業等のグリーン調達の担当者等に周知された。

<https://www.zenbunkyo.jp/docs/green23.pdf>

## ③ グリーン購入法特定調達品目の市場形成状況に関する調査への協力

環境省が実施する、令和6年度におけるグリーン購入法特定調達物品（文具類）等の市場状況及び環境負荷低減効果に関する調査に協力した。

調査結果は、令和6年度「国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等（環境省）」に掲載された。

<https://www.env.go.jp/content/000389546.pdf>

## （2）プラスチック使用製品設計認定基準に関する手引き及び認定申請様式の作成協力

経済産業省資源循環経済課は、プラスチック使用製品設計認定基準と同時に、申請事業者に設計認定基準の詳細と認定申請の方法等を判り易く解説した「プラスチック使用製品設計認定基準に関する手引き」及び「認定申請のための様式」を作成した。

当協会は、同課の要請により、製品の特性に基づき文具・事務用品の認定申請様式の原案を策定するとともに、経済産業省が原案作成した文具・事務用品に関する申請の手引き案の内容について精査し、申請事業者が円滑に申請できる観点から、部分的な修正案を同課に提言した。

手引き及び認定申請様式は、令和7年7月24日に、「プラスチック使用製品設計認定基準」とともに公開された。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei>

## （3）文具・事務用品のカーボンフットプリント製品別算定ルール改訂

当協会は、GX実現に貢献する製品が適切に選択されるグリーン市場に対応するため、令和5年度に、経済産業省の支援事業を活用して、「文具・事務用品のカーボンフットプリント製品別算定ルール」を策定し、令和6年3月に公開した。

令和6年度には、その算定ルールに基づいたカーボンフットプリント算定について学ぶ「カーボンフットプリント算定ワークショップ」を開催し、参加者より個別の製品の算定方法等に関する多くの貴重な意見や質問をいただいた。

当協会は、今年度において、個別の製品の算定に必要な項目の追記等について、DNVビジネス・アシュアランス・ジャパンより技術的なご指導をいただきながら検討し、作成した改訂原案については、経済産業省GX推進企画室によるカーボンフットプリントガイドラインとの整合確認を経て、Vol.1.1版として当協会ホームページに公表するとともに、会員企業向けに「文具・事務用品カーボンフットプリント製品別表示ルール改訂等説明会（令和8年3月24日）」において、改訂の概要を説明した。

[https://www.zenbunkyo.jp/docs/cfp-rule\\_v1-1.pdf?v=20260326](https://www.zenbunkyo.jp/docs/cfp-rule_v1-1.pdf?v=20260326)

(4) カーボンフットプリント算定用データ収集のためのフォーマットの作成

製品のカーボンフットプリントを算定するためには、原材料メーカー、部品メーカー及び加工メーカーなどのサプライチェーンから提供される正確な一次データが重要になる。

当協会は、会員各社がサプライチェーンからの正確な一次データを収集しやすいように、サプライチェーンにデータ提供を依頼するための「カーボンフットプリント算定用データ収集のためのフォーマット」を作成し、当協会ホームページの会員企業専用ページ（閲覧には会員企業別のID/PWが必要）に公表し会員企業の参考に資するとともに、会員企業向けに「文具・事務用品カーボンフットプリント製品別表示ルール改訂等説明会（令和8年3月24日）」において、その活用方法を説明した。

<https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/cfp-data-format.xlsx>

(5) カーボンフットプリント算定のポイントQ&Aの改訂

当協会は、昨年度、カーボンフットプリント算定における留意点を取りまとめた「CFP算定のポイントQ&A（第1版）」を作成した。

今年度は、文具・事務用品のカーボンフットプリント製品別算定ルールの改訂に伴い、主に改訂部分の補足説明となるよう項目を追加し、第2版として当協会ホームページの会員企業専用ページ（閲覧には会員企業個別のID/PWが必要）に公表するとともに、会員企業向けに「文具・事務用品カーボンフットプリント製品別表示ルール改訂等説明会（令和8年3月24日）」において、その追記部分を説明した。

<https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/cfp-qa-v2.pdf>

(6) プラスチック使用製品設計ガイドライン（文具・事務用品）の改訂

当協会は、国のプラスチック使用製品設計指針において、プラスチック使用製品製造事業者等の業界団体等における製品分野ごとのガイドラインの策定と当該ガイドライン等を遵守するよう努めることが推奨されていることから、経済産業省ならびに環境省の指導と関係団体の協力のもと、会員各社へのパブリックコメントを経て、令和4年6月にプラスチック使用製品設計ガイドライン（文具・事務用品）を策定し、同年7月に公表した。

しかし、国が令和7年7月24日に公表した文具・事務用品の「プラスチック使用製品設計認定基準」及び「プラスチック使用製品設計認定基準に関する手引き」と当ガイドラインの間で、「用語」に関する齟齬が生じたため、当協会は、当ガイドラインの「用語」の一部を認定基準及び手引きに整合させるとともに、認定基準、手引き等のURLを掲載し、第2版として当協会ホームページに公開した。

[https://www.zenbunkyo.jp/docs/Plastic\\_Stationery\\_Design\\_Guide-v2-2.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/docs/Plastic_Stationery_Design_Guide-v2-2.pdf)

(7) エコマーク認定基準の改定に関する協力

エコマーク認定基準「No.112 文具・事務用品」の部分改定について、日本環境協会エコマーク事務局に協力し、以下のとおり改定を行った（2026年4月1日改定）。

ア) バイオマスプラスチックについて、原材料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が石油由来原料と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割当を行う「マスバランス方式」を導入し、その要件及び証明方法を記載した。

イ) グリーン購入法上の品目との整合をはかるため、ファイルの品目からクリアーホルダー及びクリアーファイルを別の品目として設定した。

【参考：文具・事務用品のエコマーク認定ライセンス数（2025年12月現在）】

|                      | 2025年 | 2024年 | 2023年 | 2022年 | 2021年 | 2020年 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 文具・事務用品の<br>認定ライセンス数 | 702   | 697   | 698   | 694   | 691   | 694   |
| 前年比増減                | +5    | -1    | +4    | +3    | -3    | -4    |

#### （８）GXスチールの使用に関する意見交換

経済産業省生活製品課と当協会は、グリーン購入法の全品目共通の短団の基準として、製品へのGXスチール使用が「基準値１」として加えられたことに伴い、文具・事務用品におけるGXスチールの使用状況及び今後の使用見込等に関する意見交換を行った。

・意見交換会：令和７年７月２８日（月） オンライン

## ２．サステナビリティ推進に関する調査研究

### （１）CO2排出量簡易算定シートの作成

わが国は、令和２年１０月、令和３２年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

当協会は、会員各社がカーボンニュートラルの実現に向けたCO2排出量の削減に取り組むための最初のステップは、自社のCO2排出量を簡易的に算定することであるとして、企業が自社のCO2排出量（Scope 1・2）の概算を簡易的に算定するための「CO2排出量簡易算定シート」を作成し、令和７年１１月に、当協会ホームページの会員企業専用ページ（閲覧には会員企業別のID/PWが必要）に公表し会員企業の参考に資するとともに、会員企業向けに「CO2削減ワーキンググループの成果報告会兼勉強会（令和７年１０月３０日）」において、その利用方法等を説明した。

[https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/CO2\\_Emission\\_Calc\\_Tool-v1.xlsx](https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/CO2_Emission_Calc_Tool-v1.xlsx)

### （２）省エネ法と温対法に関する調査研究

温対法は、平成１０年、地球温暖化の防止に向けて温室効果ガスの排出量削減や吸収作用の保全・強化を推進するために施行され、温室効果ガス公表制度において、温室効果ガス公表制度は、温室効果ガスを多量に排出する事業者（特定排出事業者）が、自らの排出量を算定し、国に報告することを義務付けている。

また、省エネ法は、平成１１年、エネルギー資源の効率的使用と経済的安定の確保を目的に施行され、令和５年の改正において、事業者等に対して、非化石エネルギーへの転換、電力需要の最適化及びエネルギー使用の合理化等、カーボンニュートラルの目標を達成するための新たな取り組み等を求めている。

当協会は、温対法及び改正省エネ法の概要及び各法律・制度において事業者に求められる取り組み等を取りまとめるとともに、法律や制度に係る解説を加えた「省エネ法と温対法に関する勉強会資料」を作成し、経済産業省の省エネ法・温対法の担当者による記述内容の確認を経た後、当協会ホームページの会員企業専用ページ（閲覧には会員企業別のI

D/PWが必要)に公開し、会員企業の参考に資するとともに、会員企業向けに「CO2削減ワーキンググループの成果報告会兼勉強会(令和7年10月30日)」において、その内容等を説明した。

[https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/Energy\\_and\\_Climate\\_Law\\_Briefing.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/Energy_and_Climate_Law_Briefing.pdf)

### (3) 文具の製品含有化学物質規制調査に関する手引きの作成

文具業界において、人や環境への有害な影響を防ぐための製品に含まれる化学物質に関する規制等、製品に係る法規制は年々厳しくなっている。それに伴い、流通業者等からメーカーに対して、製品含有化学物質等に関する調査や問い合わせが増加してきている。

メーカー各社は、調査方法や調査の精度に不明確な点が多く法規制調査に苦慮しており、調査や問い合わせ等に対する回答書の作成、あるいは法規制に準拠するための製品仕様の変更を余儀なくされており、担当部門の業務負担が増加している。

当協会は、これらの状況を背景に、文具に関係する法規制の内容とともに、その調査・対応方法及び調査精度等について、文具業界における対応事例に関する情報を収集し、「文具の製品含有化学物質規制調査に関する手引き」として取りまとめ、経済産業省の化学物質関連、貿易関連及び自動車関連の各部署による記述内容の確認を経た後、当協会ホームページの会員企業専用ページ(閲覧には会員企業別のID/PWが必要)に公表し会員企業の参考に資するとともに、会員企業向けに概要説明会(令和7年10月7日)を開催した。

[https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/Chemical\\_Regulation\\_Guide\\_2025.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/members/docs/Chemical_Regulation_Guide_2025.pdf)

### (4) 製品のサステナブル化の事例収集

当協会は、文具業界、雑貨業界及び玩具業界における製品のサステナブル化の成功・失敗事例をネット調査と企業へのヒアリングを通じて収集し、成功・失敗の要因を探ることにより、文具のサステナブル化のあり方について調査している。

令和8年度において事例集として取りまとめ、当協会ホームページの会員企業専用ページ(閲覧には会員企業別のID/PWが必要)に公表する。

## 3. 文具製品の安全性向上に関する調査研究及び情報提供

### (1) シュレッダの可動部の安全に関するガイドラインの公表

当協会は、シュレッダによる傷害事故(平成18年)を受けて、ビジネス機械・情報システム産業協会と事故情報及び安全対策等に関する情報を共有するとともに、両団体共同で策定した「シュレッダ可動部の安全に関するガイドライン(第3版)」を当協会のホームページに掲載し、シュレッダを製造販売する会員企業に向けた安全性確保のための注意喚起に努めた。

[https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder\\_guideline-v3.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder_guideline-v3.pdf)

### (2) シュレッダへの可燃性スプレー使用に関する注意事項の公表

当協会は、可燃性スプレー使用によるシュレッダの発火事故(平成21年)を受けて、ビジネス機械・情報システム産業協会と事故情報を共有するとともに、両団体共同で作成した「シュレッダへの可燃性スプレー使用に関する注意事項」を当協会のホームページに掲載し、主にシュレッダを使用する消費者に向けた安全性確保のための注意喚起を行った。

[https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder\\_jikoboushi.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder_jikoboushi.pdf)

#### 4. 文具の知的財産権擁護に関する調査研究及び情報提供

##### (1) 第36回国際文具・紙製品展（ISOT2025）会場における模倣品調査

国際文具・紙製品展（ISOT）の全ての出展社には、主催者が「模倣問題に関する誓約書」の事前提出を義務付けており、同展における模倣品の展示・取引の防止に努めている。

当協会知的財産権委員会は、ISOT2025展示会場での模倣品展示の有無に関する調査を実施し、会期終了後、主催者に対して模倣品と疑われる文具製品の出展業者及び当該製品に関する情報を提供するとともに、当該出展社への適切な対応を求める要望書を提出した。

実施日時 令和7年7月2日（水）10時30分～15時

実施場所 東京ビッグサイト東展示ホール

調査対象 ISOT2025の全出展ブース

参加人員 32人（委員30人、担当弁理士1人、事務局1人、）

指導協力 創英国際特許法律事務所 副所長 黒川 朋也 弁理士

調査結果及び対応

| 品名    | 権利者 | 対象権利  | 出展社国名 | 担当弁理士の見解                                 |
|-------|-----|-------|-------|------------------------------------------|
| ペンケース | A社  | 意匠    | 中国    | 意匠権侵害と考える。                               |
| ペンケース | A社  | 意匠    | 中国    | 意匠権侵害の可能性はあるが、出願時の先行意匠と比較しないと最終判断はできない。  |
| ペンケース | A社  | 意匠/商標 | 中国    | 意匠権侵害・商標権侵害と考える。<br>(中国で製造された真正品の可能性あり。) |

##### (2) 第34回知的財産権3団体交流会

全日本文具協会、日本玩具協会及び日本時計協会により、知的財産権に関する交流会を開催し、知的財産権に関する情報交換を行った（幹事団体：日本玩具協会）。

開催日時 令和7年11月5日（水）15時～17時45分

開催場所 浅草セントラルホテル アネックス

内 容 ①講演会

テーマ Yahoo! Japanにおける模倣品対策について

講師 津田 要 氏（LINEヤフー株式会社 コマース部）

②各団体からの活動報告

・全日本文具協会「知財功労賞 特許庁長官賞受賞について」

・日本時計協会「G-SHOCK 立体商標取得と今後の展望について」

・日本玩具協会「STマークの中国商標取得について」他

参加者 54人（文具30人、玩具13人、時計11人）

〔２〕文具に関する研修会及びセミナー等の開催事業（定款第４条第３項、第５項事業）

文具業界におけるさまざまな課題に対応するために、専門分野の講師を招聘するなど、セミナー、研修会及び説明会等を以下のとおり開催するとともに、東京文具工業連盟の講演会事業との相互協力を行った。

１．プラスチック使用製品設計認定基準に関する説明会

開催日時 令和７年８月２１日（木）１４時～１５時３０分

開催方法 ハイブリッド方式（東京文具共和会館４階Ｂ室＆オンライン開催）

テ－マ 第１部 プラスチック使用製品設計認定基準について

第２部 認定申請手続きについて

講 師 第１部 吉清 裕一 氏（経済産業省 資源循環経済課 課長補佐）

第２部 松野 一郎 氏（廃棄物・３Ｒ財団 資源循環調査センター 部長）

聴講者数 １０４人

２．製品含有化学物質規制調査に関する手引き説明会

開催日時 令和７年１０月７日（火）１５時～１６時４０分

開催方法 オンライン開催

テ－マ 第１部 化学物質の審査及び製造等の規制に係る法律の概要説明

第２部 特定化学物質の環境への排出量等の把握等及び管理の改善の  
促進に関する法律の概要説明

第３部 製品含有化学物質規制調査に関する手引きの概要説明

講 師 第１部 五嶋 俊一 氏（経済産業省 化学物質安全室 課長補佐）

第２部 小宮 一晃 氏（経済産業省 化学物質リスク評価室 課長補佐）

第３部 吉田 勝也 氏（サステナビリティ情報開示 WG リーダー）

聴講者数 １４７人

３．CO<sub>2</sub>削減ワーキンググループの成果報告会兼勉強会

開催日時 令和７年１０月３０日（木）１４時～１６時３０分

開催方法 オンライン開催

テ－マ 第１部 わが国のGX政策の動向

第２部 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等  
に関する法律の概要説明

第３部 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要説明

第４部 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等  
に関する法律に関連する支援・助成制度について

第５部 CO<sub>2</sub>簡易算定シートについて

講 師 第１部 池園 京佳 氏（経済産業省 環境政策課 課長補佐）

第２部 岡田 晃奈 氏（CO<sub>2</sub>削減 WG）

第３部 長津 行伸 氏（CO<sub>2</sub>削減 WG）

第４部 水谷 卓也 氏（資源エネルギー庁 省エネルギー課 課長補佐）

第５部 森 修平 氏（CO<sub>2</sub>削減 WG リーダー）

参加者数 ７０人

#### 4. プラスチックに関する勉強会

開催日時 令和8年2月20日（金）14時～15時30分

開催方法 オンライン開催

テ ー マ 第1部 再生プラスチックの現況

第2部 バイオマスプラスチックの現況

講 師 第1部 石塚 勝一 氏（一般社団法人 Suspla 理事長）

小林 弘幸 氏（一般社団法人 Suspla 専務理事）

第2部 小林 由典 氏（プラスケム日本駐在員事務所 スペシャリスト）

聴講者数 181人

#### 5. 知的財産権セミナー

開催日時 令和8年3月18日（水）14時30分～17時

開催方法 ハイブリッド方式（東京文具共和会館4階B室&オンライン開催）

テ ー マ 代理人が教えない、企業と商標のウマイ付き合い方

講 師 友利 昂 氏（一級知的財産管理技能士・作家）

聴講者数 138人

#### 6. 文具・事務用品カーボンフットプリント製品別表示ルール改訂等説明会

開催日時 令和8年3月24日（火）15時～16時30分

開催方法 オンライン開催

テ ー マ 第1部 文具・事務用品カーボンフットプリント

製品別算定ルールの改訂ポイントについて

第2部 文具・事務用品カーボンフットプリント

算定用データ収集フォーマットについて

第3部 CFP 算定のポイントQ & Aの追加事項について

講 師 第2部 添田 修一 氏（製品CFP算定WG リーダー）

聴講者数 77人

#### 7. サステナビリティ推進委員会研修会

開 催 日 令和7年10月2日（木）、3日（金）

研修場所 高知県「結の森」

研修内容 結の森における森林保全活動及び紙・木材調達の環境負荷等を学ぶ

参 加 者 5名

#### 8. 東京文具工業連盟との講演会事業相互協力

東京文具工業連盟との講演会相互協力により、東京文具工業連盟主催のセミナー等に当協会会員企業が参加した。

（1）サステナビリティ研修（令和7年9月26日（金））

（2）商品づくりに関する研修会（令和7年12月3日（水））

〔３〕文具に関する国際見本市の開催事業（定款第４条第４項、第５項事業）

１．第３６回 国際文具・紙製品展（ISOT2025）への特別後援

第３６回国際文具・紙製品展に特別後援するとともに、日本文具大賞2025の運営等に協力した。

会 期 令和７年７月２日（水）～４日（金）３日間

会 場 東京ビッグサイト 東展示ホール

主 催 R X J a p a n（株）

特別後援 （一社）全日本文具協会

来 場 者 ３４，２１４人（ライフスタイルWeek全体の３日間合計）

２．文具の見本市に関する意見交換等

（１）文具業界における見本市のあり方に関する意見交換会

当協会は、当協会主催の見本市の開催について検討を進めてきたが、開催時期や顧客ターゲットに関する会員各社の考え方の相違、会場確保の課題及び運営委託を行った場合の費用対効果など解決すべき課題が多く、当協会主催の見本市新設には時間を要すると判断し見送ることとした。

当協会主催の見本市に替えて、既存の文紙MESSEを全国規模の見本市に拡大するとの方針を立て、東京のメーカー各社による文紙MESSEへの出展を促進するために、文紙MESSE協議会に対して各種の提案を行った。

・第１回：令和７年７月２９日（火） 於 東京文具工業健保会館 ５階ホール

・第２回：令和７年１０月６日（月） 於 東京文具工業健保会館 ５階ホール

（２）当協会文紙MESSEへの後援

当協会は、文具MESSE協議会との意見交換会を経て、令和８年の開催より、文紙MESSEに後援することを合意した。

・文紙MESSE協議会との意見交換会 令和８年８月２６日（火） 於 大阪文健会館

〔４〕内外関係機関等との交流及び協力（定款第４条第２項、第５項、第６項事業）

１．関係官庁との協力及び交流

（１）特許庁による「商品・サービス国際分類表に関する意見取り」に協力した。

（２）国際知的財産保護フォーラムに参加した。

（３）東京都による「業種別動向調査及び団体概要調査」に協力した。

２．その他関係機関との協力及び交流

（１）日本データ交換機構の運営に協力した。

（２）日本文化用品安全試験所の運営に協力した。

（３）流通システム開発センターの流通システム事業に協力した。

（４）日用品工業団体協議会の運営に協力した。

（５）日本環境協会のエコマーク事業に協力した。

（６）日本文具財団の「文房至宝碑修祓の儀（令和７年１０月２９日）」に参加した。

### 3. 関係官庁及び関係機関の施策及び情報等の周知連絡

経済産業省及び環境省等関係官公庁の施策等に関する情報、関係団体からの各種情報について、電子メール等により会員各社に配信した。

## 〔5〕その他、本会の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第7項事業）

### 1. 競争法コンプライアンス指針の策定

当協会は、事業者団体としての事業活動を推進するにあたり、わが国における「私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律」及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）を十分に尊重しこれを遵守するため、また「競争法」ならびに「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を尊重し、協会の活動が市場の公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分な注意を払い、会員が安心して活動ができる環境を整えるために、令和7年5月26日に「競争法コンプライアンス指針」を定め、当協会ホームページに公開した。

<https://www.zenbunkyo.jp/docs/competition-guideline.pdf>

### 2. 全文協団体 P L 保険制度の管理・運営

当協会が損害保険会社に管理・運営を委託している団体 P L 保険制度について、会員企業への加入斡旋を行うとともに、同保険制度に係る事務処理を行った。

委託先損害保険会社 損害保険ジャパン(株)

保険期間 令和7年7月1日～令和8年6月30日

団体 P L 保険契約状況 契約企業 14社

### 3. ホームページ等による情報提供

一般消費者及び事業者を対象に、会員企業情報、文具業界及び文具製品に関する情報の他に、新たに、プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン（第2版）、グリーン購入法（文具類）の手引き（第23版）、文具・事務用品のカーボンフットプリント製品別算定ルール（Vol.1.1）及び令和7年の貿易統計等に関する情報を提供した。併せて定款、事業報告書、貸借対照表等のディスクロージャー情報及び競争法コンプライアンス指針を掲載した。

<https://www.zenbunkyo.jp>

### 4. 会員企業専用ホームページの活用

今年度、当協会のホームページの会員企業専用ページ（閲覧には会員企業別のID/PWが必要）に、当協会の著作物を中心として以下のコンテンツを新たに掲載し、会員企業の参考に資した。

- ・カーボンフットプリント算定用データ収集フォーマット
- ・カーボンフットプリント算定のポイント Q&A（第2版）
- ・CO2排出量（Scope 1・2）簡易算定シート
- ・省エネ法と温対法に関する勉強会資料
- ・文具の製品含有化学物質規制調査に関する手引き

<https://www.zenbunkyo.jp/members/index.html>

5. (一社)東京文具工業連盟の業務受託

(一社)東京文具工業連盟の業務全般を受託し、連盟事務局の運営と事業の遂行をはかった。

Ⅱ 総務関係

〔1〕会員の移動状況

| 区 分     | 期 首   | 期 中 異 動 |     | 期 末   |
|---------|-------|---------|-----|-------|
|         | 会 員 数 | 入 会     | 退 会 | 会 員 数 |
| 正会員（法人） | 5 8   | 1       | 0   | 5 9   |
| 正会員（団体） | 2     | 0       | 0   | 2     |
| 賛 助 会 員 | 3     | 0       | 0   | 3     |
| 合 計     | 6 3   | 1       | 0   | 6 4   |

〔2〕諸会議

1. 第13回定時総会

開催日時 令和7年6月9日（月）17時

開催場所 ロイヤルパークホテル 2階 東雲

議 案 令和6年度事業報告並びに同決算報告承認の件  
令和7年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件  
役員改選の件 他

2. 令和7年度第1回理事会

開催日時 令和7年5月26日（月）12時

開催方法 東京文具共和会館 2階 C会議室

議 案 令和6年度事業報告並びに同決算報告承認の件  
役員改選の件 他

3. 令和7年度第2回理事会

開催日時 令和8年2月26日（木）12時

開催場所 ロイヤルパークホテル 4階 瑠璃

議 案 令和8年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件 他

4. 監査会議

開催日時：令和7年4月25日（金）13時

開催方法：オンライン開催

監査事項：令和6年度事業報告並びに同決算報告に関する監査

5. 委員会及び部会を述べ29回開催した。

6. 関係官庁及び関係諸団体との会議を述べ21回開催した。